

八 その他容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する重要事項

容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する重要事項
たつて、容器包装の原料採取、製造、流通、消費、廃棄、分別収集、再商品化等の全段階における環境への負荷の評価(ライフ・サイクル・アセスメント(LCA))の手法について、国は、諸外国との連携協力を踏まえつつ、調査研究を進めLCA手法の確立を図るよう努め、情報提供を実施するとともに、当該手法を活用した再商品化手法等に関する技術的見地からの評価及び検討を実施することとする。また、事業者は、各段階における環境への負荷が低減されるよう、各段階における環境への負荷を視野に入れた製品開発、消費者への情報提供等への活用を図る必要がある。

国は、容器包装廃棄物の減量及び容器包装に係る資源の有効利用を図るために再商品化に要する費用を商品の価格に適正に反映させることが重要であることにかんがみ、その費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、法の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解及び協力を得ること等に努めなければならない。

○農林水産省、厚生労働省、経済産業省、告示第十一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百二十二号)第十一号第三項の規定に基づき、特定事業者責任比率 平成八年十二月 大蔵省、厚生省、告示第七号)の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。

平成十八年十二月一日

- 財務大臣 尾身 幸次
厚生労働大臣 柳澤 伯夫
農林水産大臣 松岡 利勝
経済産業大臣 甘利 明
環境大臣 若林 正俊

表容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則(平成七年大蔵省、厚生省、令第一号。以下「規則」という。)第四条第一号に規定する分別基準適合物の項中「一〇〇分の九三」を「一〇〇分の九四」に改め、同表規則第四条第二号に規定する分別基準適合物の項中「一〇〇分の七九」を「一〇〇分の七五」に改め、同表規則第四条第三号に規定する分別基準適合物の項中「一〇〇分の八八」を「一〇〇分の八九」に改め、同表規則第四条第四号に規定する分別基準適合物の項中「一〇〇分の九六」を「一〇〇分の九八」に改め、同表規則第四条第六号に規定する分別基準適合物の項中「一〇〇分の九五」を「一〇〇分の九七」に改める。

○農林水産省、厚生労働省、経済産業省、告示第十二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百二十二号)第十一号第三項の規定に基づき、再商品化義務総量(平成八年十二月 大蔵省、厚生省、告示第八号)の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。

平成十八年十二月一日

- 財務大臣 尾身 幸次
厚生労働大臣 柳澤 伯夫
農林水産大臣 松岡 利勝
経済産業大臣 甘利 明
環境大臣 若林 正俊

表容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則(平成七年大蔵省、厚生省、令第一号。以下「規則」という。)第四条第一号に規定する分別基準適合物の項中「一三、九五〇」を「一四、一〇〇」に改め、同表規則第四条第二号に規定する分別基準適合物の項中「二、六四〇」を「二、〇〇〇」に改め、同表規則第四条第三号に規定する分別基準適合物の項中「一、四四〇」を「一、四六〇」に改め、同表規則第四条第四号に規定する分別基準適合物の項中「五、六六四」を「三、〇二二」に改め、同表規則第四条第五号に規定する分別基準適合物の項中「二八、五〇〇」を「三〇、〇〇〇」に改め、同表規則第四条第六号に規定する分別基準適合物の項中「二八、七八〇」を「七三、九一四」に改める。

○農林水産省、厚生労働省、経済産業省、告示第十三号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百二十二号)第十一号第二項第一号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一号第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率(平成八年十二月 大蔵省、厚生省、告示第三号)の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。

平成十八年十二月一日

- 財務大臣 尾身 幸次
厚生労働大臣 柳澤 伯夫
農林水産大臣 松岡 利勝
経済産業大臣 甘利 明
環境大臣 若林 正俊

表規則第四条第四号に規定する分別基準適合物の項中「一〇〇分の八五・八一」を「一〇〇分の八七・一三」に改め、同表規則第四条第六号に規定する分別基準適合物の項中「二〇〇分の九二・七〇」を「二〇〇分の九一・六九」に改める。

○農林水産省、厚生労働省、経済産業省、告示第十四号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百二十二号)第十一号第二項第二号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一号第二項第二号に規定する主務大臣が定める比率(平成八年十二月 大蔵省、厚生省、告示第四号)の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。

平成十八年十二月一日

- 財務大臣 尾身 幸次
厚生労働大臣 柳澤 伯夫
農林水産大臣 松岡 利勝
経済産業大臣 甘利 明
環境大臣 若林 正俊

Table with 2 columns: Fraction values (e.g., 100/50.84, 100/19.24, 100/25.20, 100/1.19, 100/2.88, 100/0.65, 100/8.62)

Table with 2 columns: Fraction values (e.g., 100/49.14, 100/21.42, 100/26.10, 100/1.04, 100/2.03, 100/0.27, 100/5.57)